

いじめ防止基本方針

岩手県立宮古恵風支援学校

1 いじめ防止の基本的な考え方

いじめは、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。また、どの子供でも被害者にも加害者にもなりうるるとともに、どのような場でも起こりうるものである。

そこで、本校では「いじめ防止対策推進法第13条」及び県の「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」を基に、保護者や関係機関の協力を得ながら、日頃からいじめの兆候を見逃さないように努めると同時に、その防止に学校全体で組織的に取り組む。

本校は小学部、中学部、高等部と、在籍する児童生徒の年齢の幅が広く、障がい特性や発達段階において一人ひとりの個人差が大きい。このような実態を踏まえて、教職員は、児童生徒一人ひとりの「良さ」を認めること、達成感や成就感を大切にすることなどを、共通意識としてもち、いじめ防止につながる教育活動に取り組むこととする。

学校での児童生徒の様子を見ると、上級生が年少の児童生徒の面倒をみたり、誰かが困っているとすぐに手伝ったり、助け合ったり、行動が遅れがちな子を待ってあげたりなどの行為を目にすることが多い。お互いを認め合い、尊重し合うなど心の絆を大切にしている態度が育まれていることがうかがえる。

以上のように、児童生徒の自己肯定感や充実感、有用感を大切に、道徳心を育む取組が、安全・安心な学校生活ひいては、いじめ防止につながると考える。

2 いじめ防止対策の組織

(1) いじめ防止対策の組織

いじめ防止対策を効果的に行うために「いじめ防止対策委員会」を設置するとともに、防止取組の実務を担う組織として「いじめ防止対策委員会事務局」を設置する。

(2) 「いじめ防止対策委員会」及び「いじめ防止対策委員会事務局」の構成員

① 「いじめ防止対策委員会」の構成員

校長、副校長、指導教諭、総括教務主任、学部主事、養護教諭、生徒指導主事、生活指導部員、該当担任、PTA会長、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー（SC）

※SC等については、校長の判断で必要に応じて招聘する。

② 「いじめ防止対策委員会事務局」の構成員

生活指導部員

(3) 開催について

① 「いじめ防止対策委員会」は、4月、8月、1月に開催し、校長の指示により必要に応じて開催する。

② 「いじめ防止対策委員会事務局」は、毎月1回定例会として実施する。

- ③「いじめの兆候」を発見した場合は、「いじめ防止対策委員会」を緊急に開催して事実確認を行う。いじめの事実を確認した場合は、方針、対応の仕方、役割分担を決め、いじめが「解消している」状態になるまで随時開催する。

3 いじめ防止対策の取組

(1) 防止のための取組

- ①いじめ防止基本方針をホームページや学校通信に掲載するなどして周知を図るとともにPTAの各種会議等で、いじめの実態（インターネット等を含む。）や指導方針について説明を行う。
- ②研修等をとおして、いじめ防止等に関する教職員の意識統一及び資質向上を図る。
- ③児童生徒が道徳心を高めながら安心して過ごせ、意欲や主体性を発揮できる学校生活づくりに努める。
- ④毎月の学部会で、児童生徒の様子についての情報交換をする。
- ⑤学級の活動のみならず、学部や学校全体の行事等の中で、道徳的内容を取り入れて指導する。

(2) 早期発見のための取組

- ①いじめや人間関係のトラブルで悩む児童生徒が相談しやすいように、日頃から教職員と児童生徒の信頼関係の構築に努める。
- ②授業中ではもとより、休み時間・放課後等の日常においても、いじめ行為の発見だけでなく、児童生徒の表情や行動の変化に細かく目を配り、遊びやふざけ合いのように見える把握しにくいいじめについても、注意深く観察し早期発見に努める。
- ③いじめを早期に発見するため、教職員の情報交換を定期的に行うとともに、児童生徒や保護者からの情報収集等（児童生徒の障がい特性や発達段階に応じた個別面談や年2回以上のアンケートの実施等）の組織的対応を行う。

(3) 全校に関わる主な年間計画

	防止・早期発見の取り組み
4	・いじめ防止対策委員会① ・なかまづくり（学級作り）・保護者連携（個別）面談 ・集団のルール（対面式） 等
5	・協力等（運動会） ・規律（あいさつ週間、児童・生徒総会） ・集団のルール（学部集会） 等
6	・縦割り交流活動（全校朝会） ・ネットルール（ネットにかかわる研修会） ・集団のルール（学部集会） 等
7	・学校生活アンケート ・いじめ防止対策委員会② ・社会規律（防犯教室） ・集団のルール（学部集会） ・保護者連携（家庭訪問） 等
8	・縦割り交流活動（全校朝会） ・集団のルール（学部集会） 等
9	・よさ発見（全校朝会） ・保護者連携（個別面談） ・集団のルール（学部集会） 等
10	・よさ発見（全校朝会） ・集団のルール（学部集会） 等
11	・学校評価アンケート ・協力（学習発表会） ・縦割り交流活動（全校朝会） ・集団のルール（学部集会） 等
12	・学校生活アンケート ・よさ発見（全校朝会） ・集団のルール（学部集会） 等

・児童生徒同士の関係についての定期的な把握・情報交換
→ 毎月の学部会

1	・いじめ防止対策委員会③ ・縦割り交流活動（全校朝会） ・規律（あいさつ週間） 等
2	・社会規律（防犯教室：高等部） ・集団のルール（学部集会） ・規律（児童・生徒総会） 等
3	・保護者連携（個別面談） ・集団のルール（学部集会） 等
通年	・いじめ防止対策職員研修（職員会議）

4 いじめ相談窓口

以下の「いじめ相談窓口」により、迅速に対応する。

いじめ相談窓口	
・児童生徒・保護者からの「いじめ相談窓口」	⇒ 全教職員が担う
・地域等の外部からの「いじめ相談窓口」	⇒ 副校長が担う
・「24時間いじめ相談窓口（県教委）」	⇒ 019-623-7830（24時間）

このほかに、学級担任等が定期的に児童生徒との面談を行う。その際には、細心の注意を払いながら実施する。

いじめられている児童生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為であることから、児童生徒がいじめ等の困った状況となった場合、すぐに学級担任等に相談できるように日頃から児童生徒との良好な関係づくりに努める。

5 いじめ発見時の対応

- (1) いじめの兆候を発見したときは、関係職員が事実関係等の情報収集を迅速に行い、「いじめ防止対策委員会」（以下、「委員会」とする。）に報告する。
- (2) 「委員会」において、いじめの事実を確認したときは、「生徒指導上の事案が発生した際の対応及び特別指導の流れ」に準じ、以下のように迅速に対応する（詳細別紙）。

いじめ発見時の対応手続き
発見（情報を得た職員）→情報収集（担任、生徒指導主事、学部主事、副校長等）→「いじめ防止対策委員会」開催（事実確認・方針・役割分担）→全職員への周知→解決に向けた対応→経過観察
* 「いじめの事実を確認」した場合は、速やかに県教育委員会に報告する。同時に「重大事態」と判断された場合は、第三者を加えて「いじめ防止拡大対策委員会」を設ける。

校長以下、教職員全員の共通理解と役割分担のもと、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

その際、事実関係を明らかにし、解決に向けて、適切な対応を行うとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の立場に立ち、児童生徒の安全の確保を最優先することに留意する。

「重大事態（児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるもの、児童生徒が相当期間欠席を余儀なくされるもの）」に該当すると確認された場合は、県教育委員会の指導にもとづき適切に対応する。

- (3) 対応に当たっては、すべての事案に対して特定の教職員が抱え込むことなく、組織的な対応をする。

- (4) 解決に向けては、いじめを行った児童生徒に対して毅然とした態度で指導を行うが、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- (5) いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ①いじめに係る行為が止んでいること ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- (6) いじめの再発を防止するために、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- (7) 全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。
- (8) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり通報を受けたりした場合は、「委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を防ぐため、教育委員会、関係機関等と連携し、プロバイダーなどに情報の削除を求める等の対応を速やかにとる。

6 関係機関との連携、方針の公開等

- (1) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、速やかに県教育委員会、宮古児童相談所、宮古警察署と連携して対処する。
- (2) いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価においていじめ防止対策に関わる取組を評価する。
- (3) いじめ防止等に関わる方針や取組については、ホームページ等で保護者・地域等に公開し、理解と協力を得る。